平成２８年（フ）第６号
福岡県三潴郡大木町大字大角1561番地４
破産者　森田　益雄
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
相模原市中央区上溝396番地１　グランドール208
破産者　菊池　忠臣
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３００号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3126番地の８笹掛方、前住所静岡県浜松市中区蜆塚３丁目２番17号
破産者　宮地　正雄
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
愛媛県松山市愛光町７番３号　第７みのりハイツ愛光207号
破産者　玉井　陽菜
法定代理人親権者母　玉井　　渚
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１０９号
広島市中区舟入幸町24番７－208号
破産者　池溝　勝也
１　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
２　一般調査期日　平成29年２月28日午後２時
平成28年12月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８１号
広島市安佐北区落合１丁目１番17－101号　タカセコーポＣ
破産者　下高　正春
１　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
２　一般調査期日　平成29年１月31日午後２時
平成28年12月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
山口県防府市大字台道2561番地の１
破産者　内田　　浩
１　破産債権の届出期間　平成29年１月12日まで
２　一般調査期日　平成29年２月24日午後２時
平成28年12月９日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
京都市左京区山端柳ケ坪町67番地
破産者　大槻メツキ工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
２　一般調査期日　平成29年３月１日午前10時15分
平成28年12月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
福岡県久留米市善導寺町飯田442番地19
破産者　森　　武
１　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
２　一般調査期日　平成29年２月23日午前10時
平成28年12月９日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８０号
佐賀県小城市牛津町大字牛津735番地１、前住所佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿乙969番地４
破産者　浦川商店こと　浦川由紀江
１　破産債権の届出期間　平成29年１月18日まで
２　一般調査期日　平成29年３月１日午前10時45分
平成28年12月７日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６４７号
大阪府箕面市船場東２丁目５番47号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番１号
破産者　宇野株式会社
１　破産債権の届出期間　平成29年１月31日まで
２　一般調査期日　平成29年３月17日午前10時
平成28年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６９２号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目24番地４
破産者　鈴木　正則
免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
平成28年12月９日
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１０３号
茨城県水戸市大工町１丁目３番２号
清算株式会社　川上陶器株式会社
代表清算人　植崎　明夫
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第３０２８号
大阪府東大阪市四条町12番８号
清算株式会社　株式会社ロブメディカル
代表清算人　地引　俊爲
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第５号
茨城県つくば市北原10番地
清算株式会社　ロームつくば株式会社
１　決定年月日　平成28年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１７号
名古屋市中川区上高畑１丁目162番地
清算株式会社　日比商事株式会社
代表清算人　新井ちはる
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
(1)　免除における端数の処理
協定債権の免除において生じる免除額の１円未満の端数は切り捨てる。
(2)　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
(3)　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
(1)　免除
本協定認可決定が確定したときに、協定債権額（議決権額）及び弁済額一覧表（添付略。以下同じ）中の「協定債権額」欄記載の協定債権額のうち、同表中「劣後債権」欄記載の部分については100％、同表中「一般債権」欄記載の部分については16.51％に相当する金額並びに利息・損害金の全額の免除を受ける。
(2)　弁済
協定債権額（議決権額）及び弁済額一覧表中の「弁済額」欄記載の弁済額から、同表中「弁済額に含まれる預金ないし仮払金の額」欄記載の額を控除した額を本協定認可決定確定日から１か月以内に一括して支払う。
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２８年（再）第２号
兵庫県三木市口吉川町里脇489番地
再生債務者　藤田　　茂
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年１月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年２月10日から平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部